

人権教育の裾野を広げ、 若い世代へ同和教育実践の継承を

はじめに

本年4月、2度にわたる震度7の「熊本地震」が発生しました。7カ月余を経てもなお、未だに復旧・復興の目途すらつかめない人々が多く存在しています。

19年ぶりに4回目となる第68回全国人権・同和教育研究大会の熊本開催に向けた準備が進められていました。地元テーマを「事実と実践・創造」であうつながら「ひと なかま まち」と定め、本格的に活動を始めようとしていた矢先の出来事でした。予定していた全体会・分科会の施設の多くが損壊し、5月17日、熊本開催の断念が決定されました。

大会に向けて、熊本県人教は以下のメッセージを発していました。

熊本での最初の全同教大会開催は、熊本県同和教育研究協議会が発定して4年めの1975年、第27回大会でした。晴れた日なのに泥にまみれた靴を見て、下校するその子と一緒に家を訪ね、部落に出会い、子どもたちを集めて学習会を始めた教師。教育研究会の議論を2日間黙って聞き、「私とその部落の出身で

す」と最後に語った教師。そして何よりも、差別をなくしたいと立ち上がり始めた人々。そのようなエネルギーが奔流となつて開かれた大会でした。

時あたかも、部落解放運動と解放教育・同和教育のあり方、進め方で全国的に激しい議論が交わされている最中の大会でした。その大会で確認されたことは、「部落解放の教育というものは：現象だけでなく、言葉のやりとりだけでなく、その起こってくる原因を徹底的にとらえ、中身と実践を通じて自己の社会的な存在を明らかにしていく。そのことと部落問題とのかかわりを明らかにしていく（議長総括）」

ということでした。大会後は、この大会での学びを個人に留めることなく、県下各地で還流学習会を開催し、「部落差別の現実に深く学び、事実と実践で統一する」という作風の形成に熊本は努めて来ました。

親たちが立ち上がり始めていきます。集会所に灯がとまり、子どもたちが学び始めていきます。「部落の歴史を教えよう」と学習会に乗り込んだ教師は、「部落問題の先生は部落の子だった」と気付

かされます。「なら、おっちゃんご自分のことは話すね」と話し始めた父親の語りに、差別とたたかって生きてきた親子の姿に胸を張る子どもたちが生まれてきます。就学前からの育ちの中に、部落を解放し差別をなくす力があると保育所が作られます。「仕事がつらくて泣いたことはない。仕事が無く、それを探すのに泣いてきたんだ」という部落の古老の声を通して、就職差別をなくそうと保護者欄に斜線を引くなどの統一応募用紙改訂の取組を創り出してきました。これらを豊かに支えたのは、後に直接聞くことになる、「しっかりと学んでください」という石川一雄さんの叫びに連なる、差別をなくす集会上県内各地からあつまつた子どもたちの学びと行動でした。

そうして1990年、熊本で2度めの全同教大会が開催されました。伝令の一人を残して276名全員が死ななければならなかった旧「満州」来民開拓団の真相。差別からの解放を願う人々を、部落を丸ごと移住させた国策の果ての死。部落差別と戦争を問う開会全体会での地元特別報告は、同和教育に新たな一歩を刻むものでした。それは同時に、後に続いた人々

が、あらためて部落と向き合い、ふるさとを取り戻していく営みでもありました。そして7年後の1997年、熊本で3度めの全同教大会が開かれました。「こぶしで切り拓け」と部落の解放への思いを力一杯歌った青年がいます。それはまさに、「ふるさとが好き。人間が好き」という世の中をつくらうという呼びかけでした。「なりたいたい自分になれる」夢や希望が持てる世の中をつくらうという呼びかけでした。

2016年。今、そのような世の中をつくるのができているでしょうか。部落差別の現実から深く学びながら、熊本の「同和」教育は、水保病やハンセン病をめぐる問題はもちろん、女性、「障害」者、在日外国人の人権、戦争と差別など、広く取組をすすめてきました。それゆえ、「人権と共生の世紀を実現するため、部落問題の解決を重要な柱とした人権確立の教育の実現」を期して、2003年、熊本県同教は熊本県人権教育研究協議会としての道のりを歩み始めました。もちろん「部落問題を薄めてはならない」という願いがあります。研究大会の名は、「部落差別をはじめあらゆる差別をなくす熊本県人権教育研究大会」です。設立以来の歩み、「事実と実践」を踏み外すことなく、「人間を尊敬し、人と結び、豊かな関係に高める教育の営み」を今日まで積み重ねてきました。

「百里の道も九十九里を行って道半ば」としばしば語られた熊本の部落解放運動

を長年担って来られた先達がいます。しかし残念ながら45年を迎えた熊本本の「同和」教育・人権教育の積み重ねの中でお、差別は根絶されていません。2013年春の地元紙には、「差別根強い熊本。今も変わらず残念」と題して、『行かない方がいい。付き合わない方がいい』と同級生から孫娘が言われた」との県民の声が掲載されていました。学校の現場や通学路・駅で、差別発言や差別落書きが繰り返されています。部落出身生徒の高校進学率が、84%に落ち込んだ年もありました。直近の2015年3月公表された県民意識調査結果でも、部落の人との結婚について「親として反対・認めない(35・1%)」「反対があれば結婚しない(18%)」と依然として厳しい県民意識があります。こうした現実を直視しながら、私たちは、第68回全国人権・同和教育研究大会を熊本の地で開催する決意をいたしました。

私たちは学びたいのです。同和对策事業特別措置法に始まる諸施策が2002年に失効し、集会所の灯が消されていく中でもなお解放の火を掲げて学ぶなかまたちのことを。

私たちは学びたいのです。差別をなくすために、今日の社会の中で被差別の位置に立たされている子どもや親とともに歩き続けている人たちの姿に。

学ぶことで私たちは、「たじろがず部落の子どもを中軸に据えて、そこから新たな方向を見出してきた」熊本の先達

の思いを今一度自分のものにしたのです。そしてこれからの熊本を担う人たちに、全国のなかまたちの強さ、厳しさ、優しさに出会って欲しいのです。

萌芽は育っています。町ぐるみ解放劇を演じる人たちの中に。自分たちの力で解放キャンプをやり遂げていく子どもたちの中に。人知れず、子どもの願いや親のくらしに学びながら家庭・地域・学校とつなぐ教育を営む人たちの中に。

どうぞ熊本においてください。4度めの熊本での大会。全国のなかまたちと交流しあいましょう。大会地元テーマが文字どおり、人権教育、「同和」教育のあらたなうねりの原点となることを期待します。

全人教は、このメッセージに込められた思いを引き継ぎ、実践者それぞれが全国のなかまと出会える研究大会を構築する取組を始めました。

本大会開催の意義

全人教は、4月に起きた「熊本地震」による熊本での開催断念を受けて、5月21日の総会で急遽、全人教事務局のある大阪での本大会の開催を決定しました。

限られたわずか半年の時間の中で、関係機関の協力を得ながら、あわせて全人教に結集する加盟人同教の協力を得て、ようやく開催にこぎ着けました。

しかし、時間の制約ゆえに、大会参加

者を収容する全体会場確保は困難となり、分科会のみで開催という全人教の歴史上初めての大会となりました。

この間の開催地大阪をはじめとする近畿・近隣の加盟人同教のご尽力に対して深く敬意を表し改めて感謝を申し上げます。それと共に、「熊本地震」という予期せぬ大きな困難を乗り越え、研究大会が途切れることなく開催できたことは全人教加盟人同教の力の結集があつてこそと、大会に参加していただいたみなさんと共に喜び合いたいと思います。

さて、本年は、1996年「地域改善対策協議会意見具申」から20年の節目を迎えています。意見具申は、「特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取組みの放棄を意味するものでないことは言うまでもない。差別意識の解消に当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきと考えられる」と指摘しました。私たちは、この意見具申に基づいて、同和教育の理念を引き継ぐ人権教育・啓発の取組を構築してきています。

また、本年は、ハンセン病国賠訴訟に係る熊本地裁判決から15年の節目を迎えています。判決は、「らい予防法」は日本国憲法に明らかに違反すること、また患者強制隔離収容政策及び国会議員の立

法不作為が、いずれも違法かつ有責であつて不法行為が成立するとし、全ての患者に対して隔離と差別によって取り返すことのできない、極めて深刻な人生被害を与えたと認定しました。

さらに本年は、水俣病公式確認から60年の節目の年でもあります。水俣病は有機水銀が引き起こした中毒症状です。原因は工場排水との指摘を企業も国も否定を続け、実態がわからないまま被害が拡大しました。原因が確定してからも膨大な数の被害者をどこまで救済できるのか議論が続き、60年を経過した今も問題は解決していません。

熊本県人教の思いを引き継ぎ、特別分科会では水俣からの提起をいただきまし

た。昨今の私たちを取り巻く状況は、日本を含む東アジアの不安定な状況だけではなく、ヨーロッパでの排外的な動きが活発化し、さらにアメリカでは反人権的な発言を繰り返してきた人が、まもなく大統領に就任することが決定しています。先行きの見通せない状況があります。

国内でも、ヘイトスピーチ解消法の効果か世の中が少しだけ進んだ気もしますが、沖縄での機動隊員による「土人」発言、それを擁護する首長、これらにあおられる「土人」「シナ人」等と、公衆トイレに差別落書きが殴り書きされるなどの現実が、私たちの目の前にあります。

同時に、格差の拡大・貧困の連鎖を背景にいじめや虐待など子どもたちや社会

的マイノリティの人々の尊厳やいのちを脅かす排外的で不寛容な社会状況があります。

こうした内外の情勢を踏まえながら、私たちは今、人権の状況がどうなっているのかを学びなおし、問いなおしながら、人権が大切にされる社会の創造をめざす活動を続けていかなければなりません。

特別分科会

「学びなおす 問いなおす 人権の今」

特別分科会では三つの講座が開かれました。

講座Ⅰでは、「水俣病・妹たちの発病と私の家族」人生を奪われた妹と生きた60年」と題して、水俣病患者家族の下田綾子さん・良雄さんご夫妻、同互助会事務局の伊東紀美代さん、そして水俣声北公害研究サークルの梅田卓治さん、濱口尚子さんに登壇いただきました。

伊東さんが水俣病にかかる経過説明等を交えながらの質問に応える形で綾子さん、良雄さんの話が展開されていきました。

今年の水俣病公式確認から60年。水俣病の公式確認のきっかけとなった田中静子さん、実子さん姉妹。水俣病の偏見や差別と闘いながら、実子さんの看病を続けた姉の綾子さん家族が全国の人に初めて60年の人生を語られました。

実子さんは、2歳のときチツソが海に

流したメチル水銀によって水俣病を発症しました。1956年5月1日、静子さん、実子さん姉妹の症状が保健所に届けられたことが水俣病の公式確認となりました。

ヘルパーの支援を受け、実子さんの世話を続けているのは、姉の綾子さんとその夫良雄さん。綾子さんも身体のしびれなど水俣病の特徴的な症状がありますが、国に患者とは認められていません。

実子さん姉妹が発病すると、当時中学1年生だった綾子さんは、病院に付き添う母に変わって、家族の弁当づくりなど朝からの家事を一手に担い、毎日遅れての登校を余儀なくされます。学校の先生は、理由を問うこともなく廊下に立たせ、運動場を走らせました。そんな様子に周りの子たちからは、「奇病」の家族としていじめられ続けました。綾子さんは、当時は振り返り、「うちを助ける人はいなかったけん、悲しかった」と涙が止まりません。

偏見や差別を恐れた綾子さんは、これまでほとんど自分の経験を語ることはありませんでした。しかし数年前から、熊本県内の大学や集会などで少しずつ人前に立つようになり、「やっぱそれまでは、家においてちこまって…。でも、自分も言うて返す根性ができてきた」と語られ、夫の良雄さんも「差別をなくすために誰かが声をあげんといかんからね。差別で相当苦労してきてるもんだから」と返されました。

綾子さんは、水俣病患者の家族として

親戚との絆も引き裂かれました。8歳で亡くなった静子さんの葬儀のとき、「親戚はみんな、じいちゃんばあちゃんがおった部屋にいて、うちには誰一人来ず…。」と涙で言葉に詰まられます。

そして、発症してから60年間、身体を自由を奪われ言葉が話すことができない妹、実子さんのことを、「未だに、人とはご飯も食べんてしょ、ものも言わんでしょ。何一つ。ただ生きとるだけですね。ものば言うてくれば何ば一番に言うやろかて…」と、綾子さんは悔しさをかみ殺すように語られました。

2人が講演をすると知り、大阪で働いている娘さんも駆けつけられました。綾子さんの体験を初めて聞いた娘さんは、「家に実子姉ちゃんが居るのが普通で、本当に…。でも秘密の一部なんです。いろいろやっぱ問題ていうか、そういう過去があることだよって再実感というか、再認識させられました。それを両親をきっかけに聞けるといいうのが、まあすごいな、誇らしいなと思います」と講演後に語られました。

水俣病に人生を奪われた実子さんと苦悩を背負い続けた家族の60年。綾子さんの魂の声は人々の心に静かに強く響きました。

下田さんは、なぜ60年近くも沈黙を守り通したのか。それは周囲の厳しい差別があったからに他なりません。それと共に、よって立つべき教育に、とりわけ中学時代の学校の先生への不信と絶望がそ

うさせてきたのです。

そして、60年経ってなぜ語らねばならないのか。自分を語ることに踏み出させたものは、もう二度と同じ苦しみを他の人に味わわせたくないという差別への怒りが原点にあります。同時に、水俣病差別を許さないかまとの出会いや梅田さんや濱口さんたちへの信頼と教育への期待が根底にあります。

綾子さんの語りに象徴されるように、水俣病をめぐる、教育は差別を傍観し、ときに差別に加担してきました。娘さんの言葉にあるように「秘密の一部」として、家族を追い込みました。梅田さんとの出会いがあるまで、彼女のその思いを教育は聞き取っていませんでした。

こうした事実が、あらためて今、私たちのありようを問いかけています。差別の現実から深く学ぶこと、それは、差別の見えるところに自ら足を運び続けること。そのことを同和教育は求め続けてきたことを忘れてはなりません。

そして水俣病の教訓に応える教育実践を全国津々浦々に創り出していかねばなりません。今、人権教育の内実が問われ続けています。

講座Ⅱでは、日本色覚差別撤廃の副会長の荒伸直さんに「色覚バリア撤廃へ色覚差別の論理と心理」と題して講演をいただきました。

日本での色覚検査は、徴兵検査のため1916年石原式検査表が考案され、普及。1920年には学校で始まり、入学

したての子がいきなり色覚異常のレッテルを貼られ、その後の人生で排除される事態が始まりました。1958年には学校保健法で色覚検査が明文化・制度化され、以来2002年までの80年ほど続きました。

それでも、高校・大学への色覚差異に伴う入学制限等の壁は、ここ30年で大半が撤廃されてきました。そこには、1990年前後の色覚当事者の闘いがあり、当時の全同教による就職差別撤廃に向けた統一応募用紙への取組とも相まって画期的な撤廃へと進みました。

2001年、厚労省により、「労働安全衛生規則」が改正され、雇入れ時の健康診断における色覚検査が除外されました。その翌年、文科省が施行規則を改正し、色覚検査は健康診断の必須項目から削除されました。しかし、それから10年余の時を経た今、その色覚検査が学校現場で甦りつつあります。

色覚の差異に対する社会生活上のバリアには3つの側面が絡みあっていると荒さんは指摘しました。

1つは、進学・就職に係る制度の問題です。未だに民間企業や官公庁の一部では、特段根拠もないままに検査を続けています。

2つめに、実用面・生活面の問題です。交通路線図や電光掲示板等、やや見にくいものが結構多くあります。教室の中では、黒板の赤いチョークは当事者にとつてくすんだ色に見え、見えにくいのです。

今、教科書は各社とも当事者にチェックを依頼していますが、かつては、さまざまな図や表、地図等における色分け表示が、かなりバリアになっていました。そして、職場では、色覚の差異に対する知識も配慮もなく、従来から漫然と使い続けている書類、カード、配線のコードなどがあげられ、それが見分けられないので採用しないということがかつてはありました。

3つめに意識面のバリアの問題です。そこには、遺伝の絡んだ優生意識が大きく介在し、就職、結婚、出産、離婚など醜悪な形で顕在化する場面が多く、命を奪う人権侵害にまで発展しています。

これら諸々の事態は、色覚の差異に絡む問題だけではなく、先日来、報道されている横浜の学校でのいじめ事件も含めて、水俣病、ハンセン病、障害者に対する差別、あるいは福島原発被害者に対する差別とつながっています。

学校で実施されてきた色覚検査の弊害は、もともとスクリーニング検査としての石原式検査表が誤判定の問題をはらんでいて、特に支障のない大半の者にまで「異常」の烙印を押すことにあります。また、プライバシー保護の難しさや軽んじられてしまう事後フォローの課題があります。

荒さんは、「私たちの願い」として3点にまとめられました。

1つめは、学校や職場での色覚検査撤廃の実現です。検査は、自発的に本人と

保護者がどうしてもしたいと判断・希望した場合は個別に受診すればいいものです。

採用選考にあたっては、色覚検査は全面的に廃止すべきであり、就職差別につながる道具になっていきます。それぞれの職場で、色覚検査を課すのであれば、それぞれの職務上でどうしても不可欠な色覚識別能力の必要の有無を個別具体的に明らかにしながら、配置転換などへとつなげるべきであると指摘されました。

2つめが、色彩環境のユニバーサルデザイン化の推進です。生活・就労空間には様々なバリアがあり、点とか線とか枠など組み合わせることによって格段に見分けがしやすくなります。学校現場ではまだまだ不十分であり、当事者がいるいないに拘わらず、バリアフリーの基本に立つことを求められました。

3つめは、色覚の差異に関する差別的禁止・人権保障を法的レベルで確立することです。雇用、学校での進路指導、結婚・離婚等での排除など、色覚特性がある人を排除する差別は禁止されなくてはならないという社会通念をつくっていく必要があるという指摘をされました。

最後に、「若き日の色覚検査で無神経な烙印を押されたように、人によっては生涯にわたって不当な苦しみと差別的取扱いを受ける不条理を、一日も早く過去のものにしていきたい」との決意で結ばれました。

ヒトの色覚は文字どおり「十人十色」。

互いの差異・多様性を認めあう寛容な人の世をどう創っていくのか、私たちの人権教育に今また突きつけられた課題です。

今回の荒さんの提起に、あらためて「差別の現実に学ぶ」ことの意味を深く考えさせられます。まずは、本人、当事者の思いに寄り添い耳を傾け、その中で、沈黙し隠さざるを得ない当事者の反応に隠された痛み気づいて共感することが求められます。そして、しっかりと関係性を深めながら、サポート、エンパワメントという働きかけが必要となってきます。

そして、学校での色覚検査撤廃と色のバリアフリー化の取組が、各地域・各自治体での取組へと広がり、すべての人の人権確立をめざす人権のまちづくりにつながる契機としていきたいと思います。

講座Ⅲでは、大阪市立大学の阿久澤麻理子さんに「差別に抗する教育の創造に向けて『ヘイト』に抗し、マイノリティのエンパワメントに向き合うこと」と題して講演をいただきました。

96年地域改善対策協議会意見具申から20年、人権教育・啓発推進法の施行から15年、地対財特法が法期限を迎えてから14年を経過した今日。人権教育・啓発は国・自治体の責務とされ、部落問題解決は人権課題の重要な一つとして位置づけられています。現在行われている教育・啓発全体の中で、部落問題が取り上げられる機会は相対的に減少しています。こうした時期にあつて、人々の部落問題に対する意識は、今どのような地平にある

のか。

本講座では、はじめに、「若者の共生意識調査」と「近畿圏の部落出身教師からの聞き取り調査」を元に、「法期限後」を巡る問題について提起していただきました。

「部落問題は学校で教えられたり、聞いたりしたことがあるけれども、どこにあるかわからない。誰がそうかもわからないし、知り合いもない。だから、それほど気になる問題でもないし、差別があるとも思わない」とした学生のコメントに象徴されるように、「学んで知っているけれども、顔の見えるつながりはない」とした出会いのない、リアリティのない学び（出会わない学習）が積み重ねられ続けているのではないかと警鐘を鳴らされました。

また、就職や結婚、住宅を選ぶ際に、部落差別があると現状認識している人も、忌避・差別意識を持つ人も、経年比較では減少していますが、その一方で「わからない」という回答が増えています。学習者が具体的な人や地域と出会うことなく、抽象的にしか問題を理解していないからではないかと重ねて指摘をされました。

続けて、ここ数年社会問題となつてい

る差別を扇動し差別を誘発する「ヘイト」の問題について提起をいただきました。

情報の公開を巡る裁判、同和W i k i 問題に係る最高裁等の判決が一定の歯止めとなつてい

ることを示されながらも、団体を立ち上げ、「ヘイト」行為に走る30歳代、40歳代。いわゆる特措法時代に学校で反差別教育を受けた世代が、「自分たちこそ差別されている」と主張し、差別・排除を扇動、誘発する言動を「表現の自由」と主張する衝撃にも触られました。

こうした現実を踏まえ、現在、各地の学校現場で行われている新たな取組に触れながら、教育実践は今後社会の中で起こってくることにきちんと向き合つていくと呼びかけられました。

阿久澤さんが指摘された意識調査での「わからない」とする回答の増加は、全国各地の調査と重なるのではないでしょう。か。「出会いのない学び」との学生の意識を含めて、極めて今日的課題として、どのような学習の内容と場を再構築するのが問われています。

差別の現実から深く学ぶ同和教育は、当事者との具体的な出会いや生き方から学び、地域のフィールドワーク等を通して、部落問題認識を深め、差別を許さない態度と集団の形成に努めてきました。法期限後の子ども会活動や、子ども会と学校の連携が変化してきている今、改めて、差別に抗する教育の内実が問われています。

12月9日、臨時国会で「部落差別解消推進法」が可決・成立しました。この法律では「現在もなお部落差別が存在する」

ことを踏まえ、その解消に向け、「基本理念、国・地方公共団体の責務を明らかにすると共に、相談体制・教育及び啓発の充実、そして実態調査を行う」旨の内容で構成されています。

そのことをテコにして、人権確立社会の実現に向け同和教育を基軸とした人権教育のいっそうの推進を図っていきましょう。

大阪での大会を振り返って

第68回大会は、学校教育分野、社会教育分野あわせて98本の報告が加盟人同教育から提出され、参加者7000名を超える参加を得て、2日間の大会を無事終了することができました。

昨年、長野で初めて開催された第67回大会は、歴史を重ねた長野の同和教育がそのウイングを広げ、人権・同和教育として再スタートを期す大会でした。その原点に、「あなたにとって部落とは何ですか」という問いが投げかけられ、「部落問題解決を約束する人権教育の創造」が長野からのメッセージとして総括されました。

同和教育は部落問題をはじめさまざまな被差別の側にある子どもや親と向き合い取組をすすめる、人権教育へと広がりをつくってききました。本大会でも、多文化共生をはじめとして新たな人権課題への取組が報告され、人権教育の裾野の広がりを

を確認できた大会となりました。

また、教職員の世代交代に伴い、同和教育実践の継承と発展が大きな課題として指摘され続けていました。大会に参加した若い実践報告者は次のような感想を寄せてくれました。

：報告に出てくる生徒本人をはじめ、支部や学校の先生方などたくさんの方が会場に足を運んでくださいました。とても心強くなかまの存在の温かさを改めて実感しました。：分散会討論では、子どもの「荒れ」や変化の背景に何があるのかを、生徒と関わり家庭訪問を繰り返すことで明らかにすることの大切さを改めて感じました。子どもたちはさまざまな状況の中で生活しています。まずは私がしっかりと正面からぶつかっていきたくと思います。報告を終え、「明日からまた子どもたちとぶつかっていきたくいな。早く明日にならないかな」と元気をもらって、帰途につきました。(中学校 4年目)

：私の報告に、フロアから温かい言葉がたくさん返ってきました。全国で同じ思いで学んでいるなかがたくさんいるんだと実感しました。討議の中では、地域によって温度差があることが話題になり、差別をなくすためにはみんなが同じ思いを持つて取り組まなければならないというのを強く感じました。また、参加者から「同和教育はかわっているみんなが主役だ」とおっしゃいました。とても共感しました。教師も子どもたちと一緒に学んでいかなくてはいいなと

共感しました。教師も子どもたちと一緒に学んでいかなくてはいいなと

思います。これからも出会いを大切に
て、自分の住む地域のことを知り、ふる
さとを誇りに思えるように子どもたちと
共に学んでいきたいと思えます。

(小学校 4年目)

各加盟人同教から出される実践報告者
の中に、次代を担う若い教職員の参加も
多くなり、その若いエネルギーと実践の
確かさに大きな励ましと展望を感じとる
ことができた大会になりました。

一方、「進路保障は同和教育の総和で
ある」と言われ続けていますが、今日な
お「統一応募用紙」の趣旨を反故にした
差別選考が横行する中、進路保障分野で、
「言わない・書かない」の取組に係る実
践報告が少なくなってきたことが憂
慮されます。

今回、特別部会では、水俣からの提起
と色覚差別の問題について提起してい
だきました。このいずれも進路保障に係
る大きな課題です。

1989年の労安法の一部改正を逆手
にとった企業は、採用選考の場に血液・
尿検査を導入しました。産業医はその結
果をもとに、水俣の女子高校生に予断と
偏見を持って「水俣病じゃありません
ね」と就職面接で違反質問を浴びせまし
た。科学技術のハイテク化によって、血液・
尿検査は生徒の過去の生活史・生育史に
まで踏み込み、身体の内部までを丸裸に
していきます。差別・選別の具として悪
用されかねない血液・尿検査の問題を指
摘し、全国に発信する出発点となった「言

わない・書かない」の取組でした。その
原点には、その女子高校生や彼女の親に
とことんかわわり、そして「水俣病問題」
が提起する差別の現実にも学ぶ教職員集団
の姿がありました。

また、部落差別を許さず就職差別を
なくす取組の結果、1996年、全国統
一応募用紙から色覚欄が削除されまし
た。そして、2002年学校における健
康診断項目から色覚検査が削除されまし
た。しかし2014年を境に、学校での
色覚検査が今また甦りつつあります。何
が逆行させたのでしょうか。

とりわけ2002年以降、私たちは統
一応募用紙の精神や獲得してきた統一応
募用紙改訂の歩みとその背景を、どれほ
ど自分のものとし、そのことを子どもた
ちや周りの人々に伝えてきていたでしょ
うか。

そして何よりも、私たちの目の前に
あるであろう色覚差異のある子どもたち
の前に横たわる困難さにどれほどの思いを
持って向き合ってきたのが、今問われ
ています。差別を助長しかねない学校で
の色覚検査を許す背景には、子どもと向
き合う教育のありようが問われているの
です。

「言わない・書かない」取組は、子ど
もたちにつらい思いや悲しい思いをさせ
ないために「言わせない・書かせない」
という消極的な営みではありません。部
落の親たちが子どもへの教育や就労にかけ
た願い、解放運動の中で生きていく決意、

そして厳しい差別の中で誇りうる生き方
を選び取っていく思いを、「言わない・
書かない」取組に託しているのです。

そこでは、なかまのくらしをしつかり
と見据え、本人の適性と能力以外の事柄
で選考することも、差別をすることも許
さないとする取組です。さらには差別に
加担しないとする子どもたちが自らの尊
厳と誇りをうち立てようとする主体的な
営みなのです。したがって、ここに至る
子どもたちのなまづくりが核心に据え
られているのかという集団の質が問われ
る取組でもあります。

統一応募用紙の趣旨に依拠して、被差
別の側におかれている子どもや親のくら
しの現実と向き合い、とことんかわかる
ことを通して、「言わない・書かない」
取組の再構築が求められています。

あらためて、「進路保障は、部落問題
解決を約束する人権教育の総和」なので
す。「子どもたちの未来を保障する進路
保障」の取組の充実を進めていきまし
ょう。

大会中、熊本地震、鳥取地震に伴う支
援カンパを要請しました。総額140万
余のカンパが寄せられました。震災から
の復旧・復興に役立てていただけるよう、
熊本県人教、鳥取県人教にお届けします。

ます。昨年(第67回)長野大会同様、初め
ての開催となります。

さかのぼること1995年2月、第1
回全同教島根講座が開かれました。96年
には島根講座実行委員会が結成され、そ
の結成趣意書には

…私たちはこの「講座」開催を契機と
して、私たちの教育実践や活動が確かな
一歩を踏み出すことにより、近い将来、
「島根県同和教育研究協議会」の結成を
めざすことを確認したいと思えます。

「大きな川」に「橋」をかけよう部落
差別をはじめ、一切の差別の問題に対す
る無知から決別し「全同教島根県同教育
講座」を開催する主体的集団として「全
国同和教育研究協議会」とともに「しま
ね」の「大きな川」に「橋」を架けよう
との「熱い思い」が謳われています。

「いつかは島根で全同教大会を！」の
思いは、2003年鳥根県人権教育研究
協議会結成以来の悲願でした。同時にそ
れは、全人教に結集する全国のなかまに
とつても待望の大会開催となります。

大阪での気づきや学びを持ち帰り、そ
れぞれの地元に分ち伝え、なかまとい
にさらに実践を重ねて、来年島根の地
での新たな出会いと実践の交流を楽しみに
しています。再会を約束して大会の総括
とします。

第69回全人教島根大会に向けて

来年の第69回大会は、島根県で開催し